

# 低年金対策が 低年金者を生み出す恐れ

経済の低迷と少子長命化に挟み撃ちされ、年金制度の先行きに「黄信号」が点りつつある。制度の改革は不可欠だが、改革諸案の吟味と優先度の選定に慎重を期したい。

## 10年納付で受給権のディスカウント

政府の改革諸案がまるで棚卸しのように並べられた。その中で、どうにも首をかかげるのは「受給資格期間の短縮」である。

現行の通算25年（免除期間を含む）を10年に切り替える、という。60歳未満で5〜6年しか納付していない人びとは10年納付を目指すものの、10年で止めてしまわないか。あと10数年で通算25年に達する人びとは納付意欲を失わないか。

保険料完納40年で老齢基礎年金は月額約6・6万円（平均受給5・4万円）。短期納付で2万円前後の年金生活者が増える恐れがつきまとう。しかも、納付年齢を過ぎた65歳以上で10年以上の納付者も対象にするなら25年ルールを守った人びとは制度への不信を抱くだろう。

もともと生活困窮に陥って払えない人びとには全額・4分の3・半額・4分の1免除の救済策がある。この活用をまず勧めるのが本来の対策である。

米国の受給資格期間は10年、ドイツは5年、フランスは期限なし。だが、いずれも皆年金体制ではなく、失業時や倒産時には脱退し、再就職等で再加入の出入り自由な設計である。日本では皆年金ゆえに申請免

除を設けた。極端に言えば、40年間全額免除であっても国庫負担分は支給される（08年度までの3分の1補助で満額6・6万円のうち2・2万円支給）。

しかし、免除制度の周知度は低く、厚労省の08年国民年金被保険者実態調査で「知っている」は62・7%にとどまる。所得に応じ払いやすくした多段階免除制度も活用されていない。全額免除は横ばい、他の免除者はむしろ減少している（表参照）。

周知徹底や申請簡素化の検討・実行が優先されるべきだ。

## 自縛自縛の政策ではないか

この10年短縮とセットで検討されているのが低年金者に対する加算制

度創設案である。

給付時点で年収65～84万円の人びとに対し年金を段階的に加算する、という。民主党政権が公約で謳った最低保障年金7万円水準を目指す加算である(平均5・4万円+素案での最高加算1・6万円)。

しかし、保険料を払った人も、払えるのに払わなかった人もほとんど変わらない年金額になる。ここでも納付意欲を削ぐ恐れが強い。

英国やドイツでも高齢者の「隠れ

法定・申請免除の現状		2007年3月末	2010年3月末
申請免除	法定免除	112.6万人	120.3万人
	全額	206.9万人	214.6万人
	4分の1	26.4万人	25.0万人
	半額	21.3万人	15.6万人
	4分の3	7.9万人	6.7万人

2009年度「公的年金財政状況報告」を基に作成

た「貧困」は社会問題になり、無年金者や低年金者へ生活費が提供されている。いずれも年金制度ではなく、公的扶助(生活保護)の一環で、ゆるやかなミーンズテストも行う(所得調査あり・資産調査なし、高額所得の息子、娘らがいる場合は支給しない等)。

防貧対策の年金制度を救貧対策に使うのは無理がある。しかも、受給資格期間を短縮して低年金者を生み出し、その救済に消費税引き上げ分(2010年代半ばに実施)を注ぎ込むのは政策矛盾ではないか。

### 所得調査は是非か

高額所得者に対する年金の減額案も提起された。年収1000万円から老齢基礎年金の国庫負担分(09年度から2分の1)が次第に減額され1500万円で全額支給停止、という。

これも保険料納付を要件に「老齢」を保険事故として給付される社会保険方式の原理・原則に反する試み

になる。いわば高額所得者に対する「ミーンズテスト」を給付要件に加えるに等しい。賃金収入はわずかながら多額の資産を持つ人びとは減額を免れる。40～50歳代の高額所得者はやはり納付意欲を削がれる。

前掲の実態調査で滞納者のうち所得1000万円超が9・6%を占めた。この保険料逃れの徴収強化が先決である。

高額所得者の年金減額案も、まず環境・条件を整えることだ。民主党政権による「社会保障と税の一体改革」がいみじくも、その道筋を明示しているではないか。

「共通番号」制度の導入によって主に自営業者の所得把握を現状より厳格にすること、利子・利息・配当・不動産譲渡益等の資産性所得を分離課税から総合課税へ切り替えていくこと。その大方針を着実に実行しながら、年金改革を進めてほしい。

### ■宮武剛(みやたけ・こう)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。近刊に「現代の社会福祉 100の論点」(監修・共著、全国社会福祉協議会刊)。